

令和4年度 敬老祝品・祝金の贈呈

問 高齢介護課 長寿いきがい班
☎(内線)3339

町では、長年にわたり社会の進展に寄与されてきた高齢者に敬愛の意を表し、その長寿を祝うために敬老祝品を贈呈します。

●対象および進呈方法

令和4年9月15日現在、町に6カ月以上住民登録がある対象年齢の方

対象年齢	内容	贈呈方法
88歳	祝品(立科町物産品)	9月中に発送します
101歳以上	祝金(10,000円)	郵送でお知らせします



町ホームページ
「いきがい仲間づくり」

申請手続きは不要です

高齢者バス割引乗車券 「かなちゃん手形」の出張販売のお知らせ

問 高齢介護課 長寿いきがい班
☎(内線)3339

70歳以上の購入費助成対象者の方に、神奈川中央交通株式会社が「かなちゃん手形」の出張販売を行います。今回は、有効期限が令和5年9月30日までの1年券を販売します。

当日、会場では販売のみ行います。購入を希望する方は、事前に助成券の交付申請の手続きを行ってください。

- 販売日時 9月16日(金)午前9時30分～午後3時
- 販売会場 文化会館3階大会議室(正面入口側)
- 注意事項 助成対象者ご本人が、必ず出張販売会場にお越しください。
- 持ち物
 - 自己負担金 5,400円
 - 顔写真1枚(1年以内に撮影された、脱帽で、2.5cm四方の枠内に顔が収まっているもの)
 - 年齢の分かる本人確認書類(保険証など)
 - 助成券



町ホームページ
「外出支援事業」



在宅障害者福祉手当のお知らせ

問 福祉支援課 障害福祉班
☎(内線)3354

在宅障がい者の福祉増進のため、在宅障害者福祉手当を支給します。

- 対象者 7月1日現在、施設などに入所していない、町内居住の在宅障がい者で、次のいずれかに該当する方(所得制限あり)
 - 身体障害者手帳をお持ちの方
 - 療育手帳をお持ちの方
 - 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

●申請期限 9月30日(金)

●支給時期 10月末ごろ(年1回)

●支給額 障がいの程度により異なります。詳しくはお問い合わせください。

●申請方法 障害者手帳、預金通帳など振込先が分かるものをお持ちの上、福祉支援課へ。



●注意事項

- 既に受給している方は、新たに申請する必要はありません。
- 令和4年1月1日現在で町に住民登録されていない方は、課税(非課税)証明書が必要になります。住民登録されていた市区町村で取得してください。



町ホームページ
「愛川町在宅障害者福祉手当」

申請はお済みですか？ バス通学と自転車通学の助成金

問 教育総務課 庶務施設班
☎(内線)3613

助成は、バス通学助成金・自転車通学助成金のいずれかとなります。また、一度助成金を受け取った後に、助成金の種類を変更することはできません。

●対象者 次の要件を全て満たす方

- 町内に住所があり、町内から高等学校など(以下参照)にバスまたは自転車で通学している生徒の保護者
 - 高等学校 ■ 中等教育学校の後期課程 ■ 特別支援学校 高等部 ■ 高等専門学校 ■ 専修学校高等課程
- ※ 通信制の場合は、通学実日数などにより審査することになりますので、ご相談ください
- 生活保護を受給していない
- 町税(国民健康保険税を含む)に未納がない

●申請方法

申請書に、在学と通学方法について学校の証明を受けた上で、令和5年2月28日(火)までに教育総務課へ提出または郵送(必着)してください。

申請書は、教育総務課、ラビンプラザ、レディースプラザ、町ホームページで配布しています。



町ホームページ
「令和4年度 愛川町高等学校等通学助成金」

	バス通学助成金	自転車通学助成金
助成の期間など	高校などの就学期間(1年ごと申請)	高校などの就学期間中に1回
助成金額	バス乗車区間の3カ月定期代相当額を3で割った額の25%相当額(100円未満切り捨て)×12カ月分	自転車購入額の2分の1(上限2万円。電動アシスト自転車は上限6万円。100円未満切り捨て)

ベビーシッターなどの利用料を 助成しています

問 子育て支援課 子ども福祉班
☎(内線)3362

妊娠中の方や、乳児をお持ちのお母さん・お父さんが、少しでもリフレッシュできる時間を持てるよう、ベビーシッターなどの利用料を助成しています。

●対象費用 自宅でのベビーシッター(児童の保育)、または家事・育児支援サービスの利用料(令和4年4月1日以降利用分)

●助成額 利用料の2分の1(児童1人につき上限4,000円。妊娠中の利用料を含む)

●対象者 次の要件を全て満たす方

- 利用日時時点で、町内に住民登録がある
- 利用日時時点で、出生後1年以内の子を養育しているか、母子手帳が交付されている妊婦である
- 町税(国民健康保険税を含む)に未納がない

●申請方法 利用日から3カ月以内に、申請書と必要書類を子育て支援課へ



町ホームページ
「ベビーシッター等利用料の助成」

私設保育施設入所児童の保護者に 助成金を交付します

問 子育て支援課 子ども保育班
☎(内線)3363

子育て世帯の経済的負担軽減のため、私設保育施設(認可外保育施設)に入所している児童の保護者に助成金を交付します。

●対象 次の要件を全て満たす児童の保護者

- 町内在住で、私設保育施設(町外含む)に月単位で入所している就学前の児童
- 保護者の就労など、真にやむを得ない事情により児童の保育ができないため、私設保育施設に入所している児童
- 幼児教育・保育無償化の対象となっていない児童

※ 該当となる施設については、お問い合わせください。

●申請方法 次のものをお持ちの上、子育て支援課へ

- ① 交付申請書
- ② 在籍証明書
- ③ 町保育所条例第3条に規定する保育の認定基準を満たす児童の保護者であることがわかるもの(就労証明書、母子健康手帳など)
- ④ 印鑑

※ ①～③の用紙は町ホームページからダウンロードできるほか、子育て支援課などで配布しています。



町ホームページ
「私設保育施設」

●助成金額 児童1人につき、月額2,500円

●申請期限 4月～9月分は、9月15日(木)までに申請してください。